

写

社援保発1022第1号
平成22年10月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて

標記の件に関して、これまで「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて」（平成13年10月15日社援保発第51号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、外国籍の方に対する保護は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条の規定により日本国民に限定されている保護の対象を、同法を準用し予算措置として永住者、定住者等に拡大しているものであり、法律上の権利として保障されていない生活保護に係る外国人からの不服申立てについては、処分性を欠くものとして、これを却下すべきであると示しています。

一方、外国籍の方からの生活保護申請却下処分に係る審査請求に対する裁決取消請求事件について、平成22年9月30日大分地方裁判所は、外国籍であることを理由に却下裁決をした県知事の判断は、生活保護法及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に反し、違法であると判決しました。

今般、同判決を受け、生活保護に係る外国籍の方からの不服申立てについて、これまでの取扱いを改め、下記のとおりとしますので、当該外国籍の方に対し丁寧に説明する等適切に対応するようお願いします。

記

生活保護法の適用を求めて保護申請がされた場合、当該申請に対する処分の決定は同法に基づく処分であり、当該申請をした方が外国籍の方であっても、同法に基づき不服申立てをすることができる旨等の教示をすべきである。その場合の処分通知については、別添を参照されたい。

また、裁決庁は、上記の却下処分に対する不服申立てについては、外国籍であることを理由とした棄却裁決をされたい。

発 第 号
年 月 日

福祉事務所長

印

殿

保護申請却下通知書

AA 年 BB 月 CC 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づく措置については、別紙のとおり通知します。

記

1 却下の理由

本件申請は、生活保護法第 1 条に規定する「国民」による申請ではないため、生活保護法上の要件を満たさない。

2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した事由

支給の場合

(別紙)

AA年BB月CC日付で申請された「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく生活保護の措置を、以下のとおり決定します。

1. 保護の種類及び程度

イ 種類	扶助
ロ 程度	円
ハ 介護扶助自己負担額	円
ニ 医療扶助自己負担額	円

2. 保護の開始時期

年 月 日

3. 保護の方法

4. 保護を決定した理由

5. 扶助金の支給日及び支給場所

(備考)

扶助金を受け取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから、忘れないよう持参してください。

却下の場合

(別紙)

AA年BB月CC日付で申請された「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく生活保護の措置については、以下の理由で保護できないから却下します。

(却下の理由)

事務連絡
平成 22 年 10 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課審査係長

外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対する応答について

外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対する応答について、これまでの取扱いを変更し、新たに通知（「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」（平成 22 年 10 月 22 日社援保発 1022 第 1 号。以下「取扱い通知」という。）を発出したところですが、外国籍の方が実施機関に対して「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号）様式第 12 号に基づく申請書を提出し、それが受理されている場合は、同申請書に生活保護法による保護であることが明記されていることが想定されます。その場合、当該外国籍の方からの申請は、生活保護法による保護申請であると認められるため、各実施機関においては、今回の通知の趣旨を十分に把握し、適切に対応する必要があります。具体的には、下記のとおり応答の一例を示しますので、適切に対応をお願いします。

記

1. 外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対して、保護決定を行う場合

外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対しては、外国籍の方には生活保護法上の権利が認められないことを理由として、同法に基づく却下処分を行う必要があり、かつ、不服申立て等ができる旨を教示しなければなりません。その上で、昭和 29 年厚生省社会局長通知に基づく行政措置の対象となりうる方がどうかを判断し、その旨を応答することになります。

したがって、保護決定を行う場合は、取扱い通知別添に基づく却下通知書（以下、「却下通知書」という。）とともに、別紙「支給の場合」に示す支給決定通知書を渡す必要があります。

この場合、以下の事項を説明する等の応答となります。

- ①受理した申請書から、生活保護法に基づく申請と認められるが、外国籍であるため、同法に基づく保護を受けることはできないこと。
- ②したがって、同申請に対しては、生活保護法に基づき却下通知を行うが、昭和29年厚生省社会局長通知に照らし、行政措置の対象となる。行政措置の内容は、生活保護法に基づく保護と何ら変わりがないこと。
- ③今回の申請に対して不服がある場合は審査請求ができる。ただし、審査の対象となるのは、却下通知書に記載する『生活保護法第1条に規定する「国民」による申請ではなく、保護の要件を満たさない』という事項についてのみであり、行政措置に関する内容は審査請求の対象外であること。

2. 外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対して、却下決定を行う場合

1. と同様に、外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対しては、外国籍の方には生活保護法上の権利が認められないことを理由として、同法に基づく却下処分を行う必要があり、かつ、不服申立て等ができる旨を教示しなければなりません。その上で、昭和29年厚生省社会局長通知に基づく行政措置の対象となりうる方かどうかを判断し、その旨を応答することになります。

したがって、却下決定を行う場合は、却下通知書とともに、別紙「却下の場合」に示す支給却下通知書を渡す必要があります。

これらの場合、以下の事項を説明する等の応答となります。

- ①受理した申請書から、生活保護法に基づく申請と認められるが、外国籍であるため、同法に基づく保護を受けることはできないこと。
- ②したがって、同申請に対しては、生活保護法に基づき却下通知を行うこと。
- ③一方、昭和29年厚生省社会局長通知に照らし、行政措置の対象となりうるか判断したところ、行政措置の対象となる在留資格を有していない、又は保護基準以上の収入、資産等を有していると認められる等の理由から、行政措置の対象にならないこと。
- ④今回の申請に対して不服がある場合は審査請求ができる。ただし、審査の対象となるのは、却下通知書に記載する『生活保護法第1条に規定する「国民」による申請ではなく、保護の要件を満たさない』という事項についてのみであり、行政措置に関する内容は審査請求の対象外であること。

3. 外国籍の方に対する保護の変更等についても、1及び2の趣旨を踏まえ適切に対応されたい。

問1 今回の大分地裁判決の確定により、他の自治体における同様の事案について、既に却下裁決を行ったものは無効か。

(答)

本判決は却下裁決を無効としたものではなく、これが確定したからといって、同種の他の裁決が無効となるものではない。

問2 今回の大分地裁判決の確定により、他の自治体における同様の事案について、審査請求ができると知らなかつたために審査請求がなかつたものについて、改めて審査請求ができるか。

(答)

処分庁である実施機関が、不服申立てができる旨を教示する義務を負っているにもかかわらず教示を怠つたために、申請者において審査請求ができなかつた場合は、改めて審査請求が可能である。

ただし、今回と同種の事案に関し、全件について審査請求が可能というわけではなく、個別具体的な事案に即して判断されるべきものと考える。処分庁である各自治体におかれでは、申請者から相談があつた場合は、本判決と矛盾のない処理をすべきと考え、必要に応じて厚生労働省に相談されたい。

問3 不服申立て等の教示について、日本人と同様に行えばよいか。

(答)

処分庁である実施機関は、外国籍の方からの申請却下を行う場合、

1. 外国籍であること
2. 生活保護上の保護の要件を満たしていないこと

に分けて、申請却下をしなければならない。

上記1については、外国籍の方には生活保護法上の権利が認められないことを理由として同法に基づく処分をするものであるため、不服申立て等ができる旨を教示しなければならない。

上記2については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下、「昭和29年厚生省社会局通知」という。)に基づく行政措置に関する応答であり、法令の規定による処分ではないため、不服申立て等はできない。したがって、不服申立て等ができる旨を教示することは適当ではない。

問4 処分庁である実施機関が外国人の保護申請に対して、問3のとおり、外国籍であることを理由として生活保護法に基づき却下処分をするとともに、実質審理をして昭和29年厚生省社会局長通知に基づき支給しないこととした場合における審査請求への対応如何。

(答)

裁決庁においては、生活保護法に基づく却下処分（原処分）に係る審査請求について生活保護法第1条に基づき外国籍であることを理由として棄却裁決されたい。なお、昭和29年厚生省社会局長通知に基づく実質審理の必要はない。

問5 今回の取扱いの変更に伴い、これまでのシステムや様式を変更せざるを得ず、変更に当たっては相当の期間を要すると考えるが、その間はどうのように対応すればよいか。

(答)

今回の取扱いの変更は、外国籍の方からの法に基づく申請に対し、法に基づく処分を行うとともに、不服申立て等ができる旨の教示をすることを求める内容である。したがって、必ずしもシステムや様式を変更しなければ対応できないものではなく、現在ある既存の様式に必要事項（例えば、通知（「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」（平成22年10月22日社援保発1022第1号）別添通知書様式にある下線部分）を追記するなどして、適切に対応されたい。